最終更新日：2023年6月28日
スカイマーク株式会社
代表取締役社長執行役員 洞　駿
問合せ先：総務人事部　03-5708-8280
証券コード：9204

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上を図るためコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が重要であると考えております。そのために、当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のために、様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に取り組み、透明性・健全性の高い、効率的な経営を実現することで、適正な運賃による新たな需要の創出をはじめとする事業の更なる発展に努めております。

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立社外取締役の有効活用等により、経営方針の決定・取締役の職務執行の監督を行います。

＜経営理念＞

1.安全運航を使命として、社会に役立ち評価される存在となる
2.お客様の思いを真摯に受け止め、チャレンジ精神を忘れず、広くアンテナを張り、社会環境の変化に機敏に対応することで、良質かつ特色あるサービスを提供する
3.お客様へのサービス提供者である社員を尊重し、社員が互いに協力しあい、誇りを持って働ける環境と企業風土を築く

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
インテグラル2号投資事業有限責任組合	11,767,900	19.50
ANAホールディングス株式会社	7,802,190	12.93
UDSエアライン投資事業有限責任組合	6,355,224	10.53
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,546,200	7.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,471,000	4.09
MSIP CLIENT SECURITIES	2,288,200	3.79
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,323,429	2.19
INTEGRAL FUND Ⅱ(A) L.P.	1,301,000	2.15
インテグラル2号SS投資事業有限責任組合	1,145,286	1.89
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,100,000	1.82

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．2023年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーが2023年4月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年4月14日現在における実質所有株式数の

確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。
〔氏名又は名称／保有株券等の数（株）／株券等保有割合（%）〕
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー／2,930,900／4.86
2．2023年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッドが2023年5月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。
〔氏名又は名称／保有株券等の数（株）／株券等保有割合（%）〕
M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド／3,521,000／5.84

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	空運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本　礼二郎	他の会社の出身者								△			
楠木　建	学者								○			
米　正剛	弁護士											
三橋　優隆	公認会計士											
佐藤　善信	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　礼二郎		当社は、同氏が代表取締役を務めるインテグラル・パートナーズ株式会社との間で、2022年12月13日まで経営支援契約を締結しておりました。	同氏は、主要株主であるインテグラル2号投資事業有限責任組合の運営者であるインテグラル・パートナーズ株式会社の代表取締役を務めております。このため、独立役員には指定しておりません。しかしながら、同氏は、長年にわたり投資ファンド運営会社の経営者を務めながら幅広い業種の事業会社の取締役を歴任し、企業の経営戦略や金融分野に多大なる経験と知識を有しており、当社の経営において適宜適切なアドバイスをいただいております。同氏個人が利害関係を有するものではないことから、社外取締役として選任しております。
楠木　建	○	当社機内誌制作にあたり、同氏へエッセイ寄稿を依頼しております。内容に関して、社内外の評価も高く、顧客満足度にも繋がっており、かつ取引金額は年額120万円（税抜）と僅少で当社と契約している他のライターと比較しても一般的な取引条件であるため、独立役員としての役割に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏が当社機内誌のような企業のオウンドメディアに連載する場合、上記を上回る水準の原稿料報酬を得ております。	同氏は、大学教授として競争戦略論、イノベーション等を研究しており、競争戦略分野研究の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、経営学者としての専門的見地から、当社事業の推進において有益な提言を頂くとともに、経営に対する監督及び助言をいただいております。これらの経験や見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
米　正剛	○	―	同氏は、弁護士として大手法律事務所においてM＆Aやコーポレート・ガバナンス、国際業務における豊富な経験と高い見識を有しております。また、他上場会社での社外役員も歴任していることから、企業経営に関する経験も豊富であります。これらの経験や見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

三橋　優隆	○	―	同氏は、公認会計士として長年にわたり監査及びM＆A関連業務に関わってきたほか、大手コンサルティング会社の代表取締役などを歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。さらにはサステナブルバリューアドバイザリー株式会社の代表取締役として、サステナビリティの観点から新たな企業価値創造の提言をしております。これらの経験や見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
佐藤　善信	○	―	同氏は、長年にわたって国土交通省に勤務したことから、運輸行政に関する豊富な知見を有しております。これらの経験や見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携を強化し、監査計画（年次）、監査結果報告、会計監査結果及び監査上の重要な検討事項等についての意見交換を適宜実施し、それぞれの監査の示唆となるような意見交換を行うことで実効性・有効性を高めております。三様監査間の意見交換については引き続き行い、緊密な相互連携の強化に努めていきます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山内　弘隆	学者													
砂川　佳子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内　弘隆	○	―	同氏は、一橋大学において経済政策を専門とし、一般財団法人運輸総合研究所の所長を務めた経験を持つ等、わが国の航空政策に精通しております。これらの経験や見識から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
砂川　佳子	○	―	同氏は、公認会計士、税理士として、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な知識と経験を有しております。これらの経験や見識から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社で設ける独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「独立性判断基準」に基づき、独立した立場で経営の監督ができ、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立役員として選定しております。

＜独立性判断基準＞
当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことを必要とする。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1．現在又は過去10年間において、当社の業務執行者であった者
2．当社を主要な取引先（注1）とする者又はその業務執行者
3．当社の主要な取引先（注2）又はその業務執行者
4．当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者
5．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
6．当社の大株主（注5）又はその業務執行者
7．当社より多額の寄付（注6）を受けている者
8．当社の取締役・監査役・執行役員の配偶者又は二親等以内の親族
9．過去3年間において、上記2～8のいずれかに該当していた者
10．前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得る等、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことが出来ない特段の理由を有している者

注1：当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が取引先の連結売上高の1％又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。
注2：当社の主要な取引先とは、当社の受取金額が当社の売上高の1％又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。
注3：主要な借入先とは、当社の借入残高が直近事業年度末の当社総資産の1％を超える金融機関。
注4：多額の金銭その他の財産とは、当社からの年間1,000万円を超える利益。
注5：大株主とは、直近事業年度末において、10％以上の議決権を保有する株主。
注6：多額の寄付とは、当社からの年間1,000万円を超える寄付。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

―

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者がいないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「株主総会招集ご通知」の事業報告中、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員については、秘書室がスケジュールの確認、情報伝達等のサポートをしております。
取締役会の資料等は、取締役会開催の約1週間前に総務人事部から社外役員へ提供し、必要に応じて、追加情報の提供や補足説明を実施しております。
さらに、重要事項については業務執行取締役又は執行役員より適宜社外役員に報告しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会
　法令又は定款に定める事項そのほか重要な業務執行についての決議を行うとともに、取締役の職務遂行を監督し、また取締役が内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に整備し、運用しているかを監視するため、取締役会を開催しております。
当機関は、取締役会長が議長を務め、取締役11名で構成され、監査役3名も出席しており、取締役の業務遂行の状況を監視できる体制となっております。
2023年3月期開催回数　20回
出席状況（平均出席率）　取締役　100%／監査役　100%

経営戦略会議
　経営戦略会議は、経営メンバーの協議･決定機関として、原則として、毎週1回開催しております。経営戦略会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項及び予算の進捗状況について協議し、業務執行取締役及び執行役員の決議により決定し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
当会議は、代表取締役社長執行役員が議長を務め、業務執行取締役及び執行役員で構成されております。

監査役会
　当社は、会社法に定める監査役及び監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査計画に基づき取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として毎月1回の定例の監査役会を開催し、監査役相互の情報共有を図っております。
2023年3月期開催回数　15回
出席状況（平均出席率）　監査役　100%

内部監査
　当社の内部監査は、監査室に所属する専任の監査員が中心となって実施しております。内部監査は当社全部門及び全支店を対象としており、代表取締役社長執行役員により承認された年間計画に基づいて実施しております。全ての監査結果は代表取締役社長執行役員への月次報告会並びに、全取締役及び監査役に対し定時取締役会にて報告しております。被監査部門に対して、監査結果に基づく改善事項の指摘･対話を行い、改善の進捗状況をフォローアップすることにより、被監査部門の業務執行の改善に寄与する実効性の高い内部監査を実施しております。

会計監査人
　当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

三様監査
　内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、三者間による会議をはじめ適宜連携を保ちながら、監査並びに金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用の結果等の情報の共有化を図り、監査業務の実効性を高めております。

リスク管理委員会
　当社は、事業活動を行うにあたり発生しうるリスク（安全運航に関するリスクを除く）の回避･防止及び発生したリスクへの対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置しております。
当委員会は、代表取締役社長執行役員が委員長を務め、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員で構成されております。

サステナビリティ委員会
　サステナビリティの取り組み推進を目的とし、気候変動を含むサステナビリティ課題全般について、重要方針や施策などについての議論を行っています。また、各部門で実施される取り組みの進捗状況を定期的に確認することで、PDCAサイクルを回すことを役割としています。
当委員会は、代表取締役社長執行役員が委員長を務め、業務執行取締役及び執行役員で構成されております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において機動的な意思決定を行う一方、過半数が社外監査役によって構成されている監査役会において、客観的な監督を行うことで、コーポレート･ガバナンスの実効性を担保することが可能となるため、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間の十分な確保等のため、決算業務の早期化及び監査法人との連携により、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでいく予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算のため、定時株主総会は6月に開催しております。より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けた日程調整に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英訳を当社ウェブサイトに開示しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、基本姿勢や開示方法、沈黙期間について記載しております。 日本語： https://ir.skymark.co.jp/management/disclosurepolicy.html 英語： https://ir.skymark.co.jp/en/management/disclosurepolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ説明会の開催は予定しておりませんが、今後、必要に応じて検討すべき事項と考えております。個人投資家の皆さまへは当社ウェブサイトでの情報提供を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算発表日と同日に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に決算補足説明資料を日英同時に公表し、公平な情報開示に努めております。 また、海外機関投資家への訪問や証券会社等主催の機関投資家向けカンファレンスへ参加、及び電話・オンライン会議等の説明を適宜実施し当社の経営状況全般につき対話を重ねております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトの内容充実に努めており、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、運航実績、搭乗実績、過年度データ等を原則として日英同時に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専任部署としてIR室を設置し、専任の担当者を配置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「企業ミッション」、「長期ビジョン」及び「お客様への約束」を定め、ステークホルダーとの適切な協働に努めています。役職員にも当該考えを周知しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「公共交通インフラとして、我々のミッションである『あらゆる人々に、安全で安心かつ高品質な航空サービスを、身近な価格で提供する』ことを通して、社会の持続的な発展に貢献する」というスカイマークのサステナビリティ基本方針のもと、当社が取り組むべき重要課題である「環境」「人」「地域」についての具体的な取り組みを進めてまいります。 また、気候変動への対策は当社の最も重要な課題の一つであると認識しています。以下の目標を掲げ、環境負荷の低減と社会価値の創出を両立する取組を進めてまいります。 ・2030年　航空燃料使用量の10%をSAFへ置き換え ・2050年　カーボンニュートラル
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現に向けて、法令及び関連規則等を順守し、適切な情報開示を行っております。法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ウェブサイト等の適切な手段により開示を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を適切に構築し運用しております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人が法令、定款、社内規則及び社会規範等を遵守し、企業活動を行うための行動規範とする。その徹底を図るため、内部統制推進室がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたる。
監査役及び監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
法令違反等を防止し、または早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。
健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然と対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に則り文書または電磁的媒体に記録し整理･保存する。
監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。当該文書等の整理･保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理は、内部統制推進室が総括し、組織横断的な協議機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、各部門においては各分野における規程やマニュアル類を整備し、具体的な内容を関連要領、細則等に定めて、リスク管理体制を構築する。当該要領及び細則等に基づき、必要に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、教育等の実施により、リスク管理体制を確立する。
安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長執行役員が議長となり、関連する全部門により組成される「安全推進会議」を定期的に開催し、リスクの低減･解決策を審議･決定し、安全の維持･向上を図る。
監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役及び使用人が共有する中期経営計画等の全社的な目標を継続し、各部門担当取締役または、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、及び職務権限･意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。
各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会等において定期的に報告し、施策及び業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社の業務の適正性を確保するための体制
当社は、所管部門において財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持･向上に資するために必要な内部統制の体制を構築し、運用する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員等を補助すべき使用人として指名することがある。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮･命令は受けないものとする。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権限は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮･命令は受けないものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法令及び定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底し適正に対応する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、適正でない場合を除き、担当部署において協議の上、当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人及び監査室と四半期に1度の三者ミーティングを設ける等、緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。
また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除するために全役職員が断固たる姿勢で取組むこと、警察･弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応すること、不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行なうこと、資金提供や裏金取引を行なわないこと、不当要求に対応する役職員の安全を確保することを基本方針としております。

b. 反社会的勢力の排除体制の整備状況等
当社では反社会的勢力に対する基本方針と反社会的勢力の排除に関する体制の内容を定めた「反社会的勢力排除規程」を制定し、当該規程の

内容を社内に周知しています。
総務人事部を対応統括部署とした上で、平時においては、新規取引先・既存取引先については社内独自の調査基準に基づき、インターネット検索、企業情報提供サービス等で事前調査を行うとともに、当社と契約を締結しようとする顧客等との間については、反社会的勢力でない旨を約する覚書又は反社会的勢力条項を定めた契約書を取り交わした上で取引関係に入るようにしております。反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、対応統括部署に報告してその指示を仰ぐこととしており、対応統括部署は必要に応じて社内の対応担当者、警察・弁護士等の外部専門機関への協力を要請して対応するものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

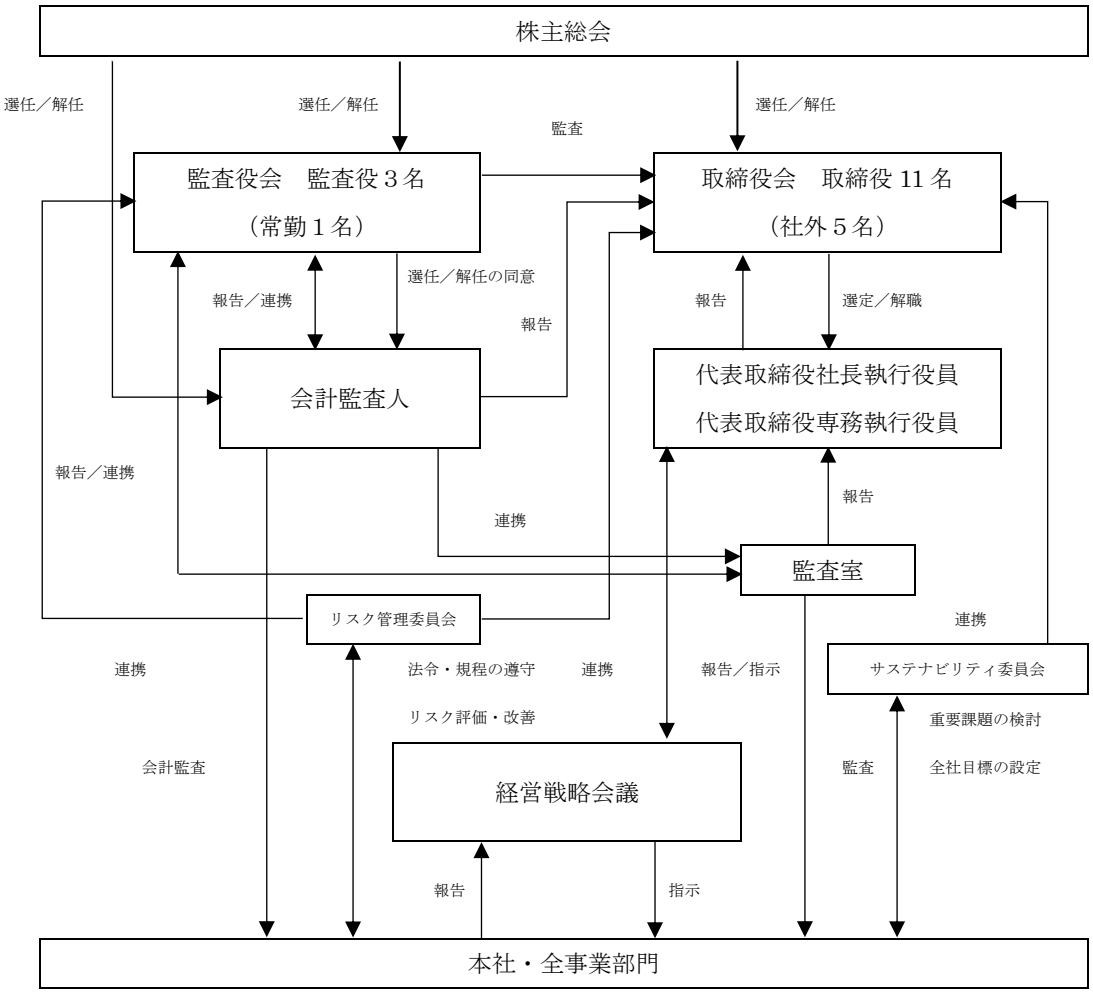
該当項目に関する補足説明

現時点で買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

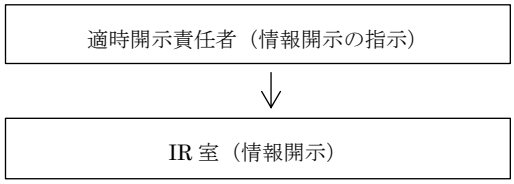
ー

【コーポレート・ガバナンス体制】

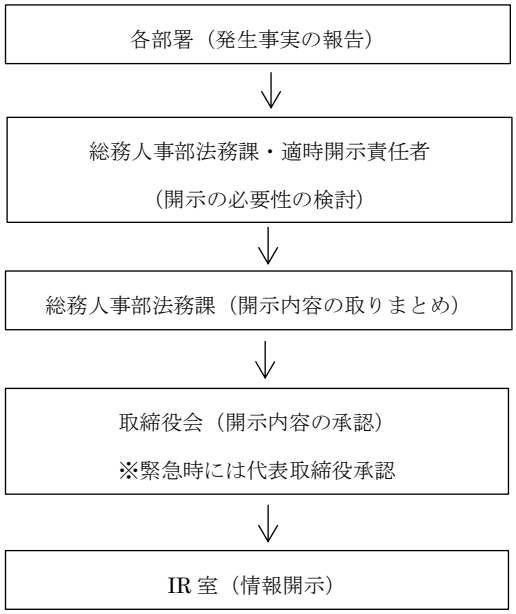


【適時開示体制】

（ａ）決定事実に関する情報



（ｂ）発生事実に関する情報



（ｃ）決算に関する情報

